

## 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

### 1 . 案内情報

手続名:

土砂等運搬大型自動車の届出事項の変更届出

手続根拠:

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第3項

手続対象者:

土砂等の運搬の用に供するため大型自動車(事業用自動車であるものを除く)の届出事項に変更があった者

提出時期:

当該届出事項に変更があったとき

提出方法:

届出事項変更届出書を当該大型自動車が現に受けている表示番号の指定をした運輸支局長等に提出して下さい。

手数料:

なし

添付種類・部数:

なし

申請書様式:

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則第1号様式

記載要領・記載例:

提出先となる運輸支局等貨物(輸送)課にお問い合わせ下さい。

### 2 . 窓口情報

提出先:

当該大型自動車が現に受けている表示番号の指定をした運輸支局等貨物(輸送)課

受付時間:

提出先にお問い合わせ下さい

相談窓口:

提出先にお問い合わせ下さい